

なが　　おき　　こ　　ふん　　ぐん
長 沖 古 墳 群 X

— 飯玉地区B地点の調査 —

2011

本 庄 市 遺 跡 調 査 会

序

長沖古墳群は、埼玉県内屈指の古墳群であり、埼玉県の重要遺跡にも選定されております。この古墳群は明治期の半ばから既にその存在が注目され、大正末から昭和初期には『武藏国見玉郡誌』の編纂に伴って現地の調査が実施されたことが知られております。

このように長沖古墳群は、本庄市を代表する埋蔵文化財であります。しかし、かつては桑原の中のそこかしこに古墳が点在していた懐かしい風景も、この区域が児玉市街に隣接しているところから、区画整理事業が実施され、また都市計画道路が開通することによって急速に宅地化が進行いたしました。このために、古くから残ってきた長沖古墳群の景観も、近年は大きく姿を変えております。

今回の報告にかかる飯玉地区B地点もまた、この重要な長沖古墳群の一角を構成するものですが、今回、やむを得ず現状変更が計画された区域につきましては、ここに記録として保存し、永く後世に伝えることになりました。この土地に残された埋蔵文化財をはじめとする歴史の営みの数々は、将来の私たちの住みよい文化的な環境を形づくるためのひとつの指針であり、これらを守り、伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしていくことが、これから文化財行政の課題ではないかと考えております。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、吉沢登美子様や有限会社早川建設工業をはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民の皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いと存じます。

平成23年3月31日

本庄市遺跡調査会
会長 茂木孝彦

例　　言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町長沖字飯玉332番地-1に所在する長沖古墳群（No.54-300）飯玉地区B地点の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、吉沢登美子および有限会社早川建設工業が計画した建売住宅建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成3年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理報告に要した経費は、吉沢登美子および有限会社早川建設工業の委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、鈴木徳雄（児玉町教育委員会社会教育課主任：当時）および尾内俊彦（児玉町遺跡調査会調査員：当時）が担当し、尾内が調査員として現地で専従した。
5. 本書の編集は調査担当者の協力を得て和久拓照が行い、本文の執筆は鈴木が、観察表は和久が行った。なお、構造の整図および遺物の実測・整図・観察表・写真撮影については、（有）毛野考古学研究所に委託して実施し、遺物観察表および写真撮影は和久、石器は土井道昭が主として行った。
6. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
7. 発掘調査および本書の作成にあたって、下記の方々の御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします。（順不同、敬称略）
赤熊浩一、池田敏宏、大熊季広、大屋道則、岡本一雄、小川卓也、金子彰男、雄岡 恵一、坂本和俊、櫻井和哉、外尾常人、高橋一夫、田村 誠、知久裕昭、利根川章彦、鳥羽政之、永井智教、中沢良一、長瀧歳康、中村倉司、長谷川典明、平田重之、福田貴之、丸山 修、宮本直樹、矢内 熊、山口逸弘、
埼玉県教育局生涯学習文化財課、児玉郡市文化財担当者会、東海大学考古学研究会
8. 発掘調査および本書作成にかかる主たる作業は、調査担当者および主として下記の者が行った。
石田満理、田口照代、永島美和子、福島礼子

長沖古墳群飯玉地区B地点 発掘調査組織 児玉町遺跡調査会（平成3年度：抜粋）

会　長	野口敏雄	児玉町教育委員会教育長
理　事	田島三郎	児玉町文化財保護審議委員長
	清水守雄	児玉町文化財保護審議委員
	日向國俊	児玉町文化財保護審議委員
	中兼久偉	児玉町文化財保護審議委員
	武内和雄	児玉町文化財保護審議委員
	吉川 豊	児玉町教育委員会社会教育課長
幹　事	立花 勲	児玉町教育委員会社会教育課長補佐兼図書館長
	前川由雄	課長補佐兼社会教育係長
	金子幸弘	主任
	恋河内昭彦	主任
調査員	鈴木徳雄	主任

徳山寿樹　　〃　　主事
尾内俊彦　　児玉町遺跡調査会　　調査員

長沖古墳群飯玉地区B地点 整理・報告組織 本庄市遺跡調査会（平成23年度）

会長	茂木孝彦	本庄市教育委員会教育長
理事	清水守雄	本庄市文化財保護審議委員
	関和成昭	本庄市教育委員会事務局長 (会長代理)
監事	坂本和雄	本庄市監査委員事務局長
	田島弘行	本庄市会計課長
幹事	金井孝夫	本庄市教育委員会文化財保護課長 (事務局長)
	鈴木徳雄	副参事兼課長補佐
	太田博之	課長補佐兼埋蔵文化財係長
	恋河内昭彦	埋蔵文化財係主幹
	大熊季広	埋蔵文化財係主査
	松澤浩一	埋蔵文化財係主査
	松本 完	埋蔵文化財係主任
	の野善行	埋蔵文化財係臨時職員

凡　例

1. 本書所収の各遺構図における方位針は座標北を示す。
2. 本調査における遺構名称は下記の記号を使用した。
S I…住居跡、S D…溝状遺構、S X…集石遺構
3. 本書に掲載の遺構図ならびに遺物実測図の縮尺は以下を原則とし、各挿図中にはスケールを付してある。
 - 【遺構図】 遺構全測図…1/150 個別遺構図…1/60、1/80
 - 【遺物実測図】 繪文土器・須恵器・円筒埴輪・石器…1/4
4. 遺構断面図の水準数値は海拔を示す。単位はmである。
5. 遺構断面図面中の斜線は地山を示す。
6. 遺物観察表に示した色調は『新版標準土色帖』(農林水産省農林水産技術会議事務局)を使用して観察した。
7. 遺物観察表中の単位は、法量はcm、重さはgである。()内の数値は復元値を示す。
8. 本書掲載の図は、国土交通省国土地理院発行1/25,000「本庄」・「藤岡」及び旧児玉町都市計画図1/2,500に加筆したもの用いた。

目 次

序	
例 言	
凡 例	
目 次	
挿図目次	
挿表目次	
写真図版目次	
I 調査に至る経緯	1
II 遺跡の環境	2
1 地理的環境	2
2 歴史的環境	5
III 発掘調査の概要	8
1 調査遺跡の概要	8
2 検出遺構の概要	8
3 出土遺物の概要	11
IV まとめ	12
1 長沖古墳群における古墳分布の偏在	12
2 古墳群内空閑地の状態	13
3 古墳群内空閑地の意義	14
参考文献	
写真図版	
報告書抄録	

挿図目次

図 1 埼玉県の地形図	2	図 6 調査区北壁土層断面	10
図 2 飯玉地区B地点調査区域図	3	図 7 S X - 1	10
図 3 長沖古墳群周辺の遺跡	4	図 8 S X - 2	10
図 4 長沖古墳群分布図	6	図 9 飯玉地区B地点出土遺物	11
図 5 飯玉地区B地点全体図	9		

挿表目次

表 1 飯玉地区B地点出土遺物観察表	11
--------------------	----

写真図版目次

写真図版 1	飯玉地区B地点調査区全景 飯玉地区B地点調査区全景 調査区北東部土坑群	写真図版 3	S X - 2 全景 飯玉地区B地点出土遺物
写真図版 2	S D - 1 および S X - 1 全景 S D - 2 全景 S X - 1 全景		

I 調査に至る経緯

本報告にかかる発掘調査は、建売住宅建設計画に伴って失われる埋蔵文化財の記録保存のために実施されたものであり、発掘調査に至る経緯の概要は以下のとおりである。

埼玉県児玉郡児玉町大字長沖（現本庄市児玉町長沖）字飯玉 332 番地 1 および 333 番地 1 の約 920 m²において、吉沢登美子から建売住宅建設予定地にかかる埋蔵文化財の所在及び取扱いについての照会文書が平成 2 年 8 月 2 付けで児玉町教育委員会に提出された。同年 8 月 13 日に当該区域は周知の埋蔵文化財包蔵地（№ 54-300）長沖古墳群（埼玉県重要選定遺跡）に相当するところから埋蔵文化財が包蔵する可能性が高く、試掘調査を実施する必要がある旨の回答を行った。同日、吉沢登美子から試掘調査依頼書が児玉町教育委員会に提出されたので、試掘調査を平成 2 年 8 月 20 日に実施した。この結果、試掘調査を実施した区域の二筆のうち長沖字飯玉 332 番地 1において、ふつう古墳墳丘下や古墳周囲等に認められる黒褐色土層の堆積する区域や遺物等が検出されたところから、埋蔵文化財包蔵地であることが確認されたことについての回答をおこなった。

児玉町教育委員会は、この試掘調査の結果を踏まえ、この区域を周知の埋蔵文化財包蔵地（№ 54-300）長沖古墳群のうち飯玉地区 B 地点として捉え、埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するよう吉沢登美子および代理人である有限会社早川建設工業と協議を行った。この結果、照会のあった区域のうち約 480 m²については埋蔵文化財への影響が避けがたく、建売住宅建設によって埋蔵文化財に影響が及ぶ区域全般の発掘調査を実施する必要が生じた。以上の協議を踏まえて、吉沢登美子から児玉町遺跡調査会会长あてに発掘調査依頼書が提出されたので、児玉町教育委員会の指導に基づき、児玉町遺跡調査会と吉沢登美子および建売住宅建設会社である有限会社早川建設工業との間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、発掘調査を実施することとなった。

発掘の実施にあたって、平成 3 年 10 月 24 日に吉沢登美子より、文化財保護法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。この発掘の届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、平成 4 年 2 月 14 日付け教文第 3-372 号で吉沢登美子に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があり、文化庁の指導による土木工事等の着工前の発掘調査実施の指示と、発掘調査により重要構造等が発見された場合の別途協議の必要について通知された。

発掘調査の実施については、児玉町遺跡調査会会长富丘文雄から文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づいて、平成 3 年 10 月 24 日付けで「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、同日児教社第 210-3 号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この届出に基づいて、平成 4 年 4 月 15 日付け委保第 5 の 211 号で文化庁長官から児玉町遺跡調査会会长富丘文雄宛に「埋蔵文化財の発掘について（通知）」があったことを踏まえ、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長に、平成 4 年 5 月 11 日付け教文第 5-161 号で「文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく埋蔵文化財の発掘調査に就いて」の通知があった。

なお、現地における発掘調査は、平成 3 年 11 月 25 日に開始し、平成 4 年 1 月 20 日に終了した。

（本庄市教育委員会文化財保護課）

II 遺跡の環境

1. 地理的環境

長沖古墳群の所在する本庄市は、東西約 17.2 km、南北約 17.3 km、面積 89.71 km²に及び、東は深谷市および児玉郡美里町、西は児玉郡神川町、南は秩父郡皆野町および長瀞町、北西は児玉郡上里町、また北側は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接する、埼玉県の北西部に位置している。

本庄市には、市域の北西部に位置する本庄市街に JR 高崎線本庄駅が、南西部に位置する児玉市街には JR 八高線児玉駅があり、市の北東部には上越新幹線本庄早稲田駅がある。本庄市街の北側には国道 17 号線が、児玉市街には国道 254 号線が延びている。また、市域の北東部に関越自動車道本庄・児玉インターチェンジがある。

本庄市の地形は、市域の南東側が八王子一高崎構造線上の断層崖を境に三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地、北西側は関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開し、扇端部に位置する深谷断層を境に、鳥川によって形成されたと考えられる鳥川低地が展開している。利根川は、たびたび流路が変化したことが知られているが、近世以降ではこの低地帯に利根川が流下している。また、上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に突出し、その延長線上に同じく第三紀の丘陵である生野山・浅見山の各残丘が点列状に存在している。神流川扇状地は、本庄台地とも呼称されるが、この扇尖部中央に相当する区域には、神川町大字二宮所在の延喜式内社である金鏡神社付近を水源とする金鏡川と、本庄市児玉町宮内付近から水源を発する、かつて「赤根川」と呼ばれた現在の「女堀川」によって開削された沖積低地が形成されている。児玉丘陵の南側には、上武山地内の秩父郡皆野町金

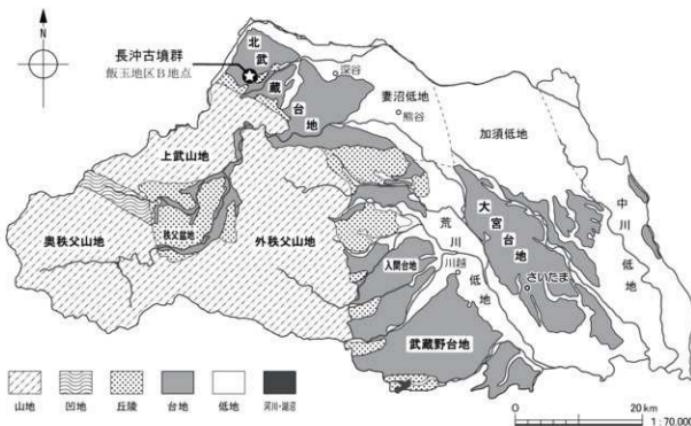


図 1 埼玉県の地形図

沢付近に水源を発する小山川（旧身淵川）を挟んで松久丘陵が展開し、扇状地地形が天神川・志戸川水系の小河川によって開拓された低地帯があり、本庄市域に展開する金鑓川・赤根川水系と類似した景観をみせている。

長沖古墳群の占地する区域の地形は、第三紀層の基盤層をもつ児玉丘陵と、これに接する台地および小山川によって形成された河岸段丘があり、台地面は丘陵と連続しているが台地面においてはローム層の堆積とともに、地点によっては小山川起源の砂礫層等が帶状に展開するなど複雑な状況が確認される。この台地面の最高所は、標高約 110 m であり、北側に向かってなだらかな傾斜面を構成し、低地の台地面へと連続している。調査地点の南側は、小山川によって形成された河岸段丘となっており、対岸は広い氾濫源に自然堤防が発達している。長沖古墳群は、本庄市児玉町長沖・高柳・金屋・児玉の各地区にわたって分布しており、小山川の左岸に沿うようにおおむね東西方向に展開している。古墳群の範囲は、東西 2.3 km、南北最大幅で 760 m の区域に古墳が分布しており、この児玉丘陵の端部およびこれから連続的に傾斜する台地面および小山川の河岸段丘上に及んでいる。本報告にかかる長沖古墳群飯玉地区 B 地点は、本庄市域の南側、児玉市街の南西約 1 km の本庄市児玉町長沖の北側に相当し、長沖古墳群の中央やや北東寄り、長沖第 46 号墳の西側の標高約 110 m に位置している。

現在、長沖古墳群の東側は、児玉南土地区画整理事業の区域となり市街化が進行中である。また、古墳群域の北側には、市道環状一号線（旧児玉町都市計画道路環状一号線）が通り、古墳群域の西側を貫く主要地方道秩父児玉線が拡幅整備され沿線周辺にも徐々に開発が進行しつつある。



1 久保地区A地点 2 久保地区B地点 3 村後地区 4 金屋南地区B地点 5 飯玉地区D地点 6 飯玉地区C地点

図2 飯玉地区B地点調査区域図

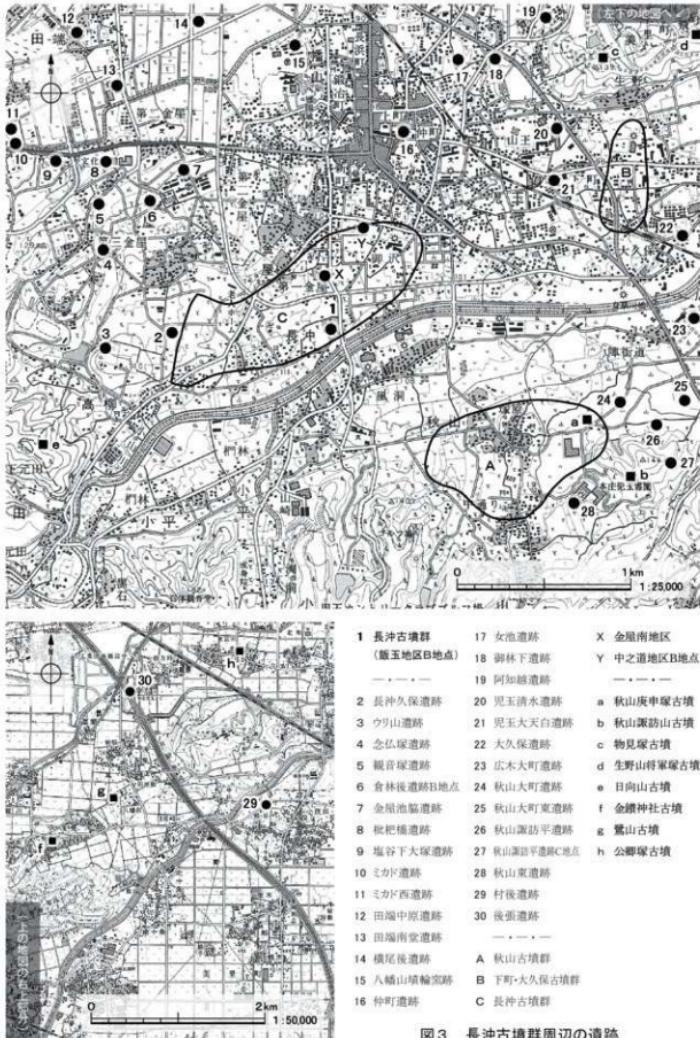


図3 長沖古墳群周辺の遺跡

2. 歴史的環境

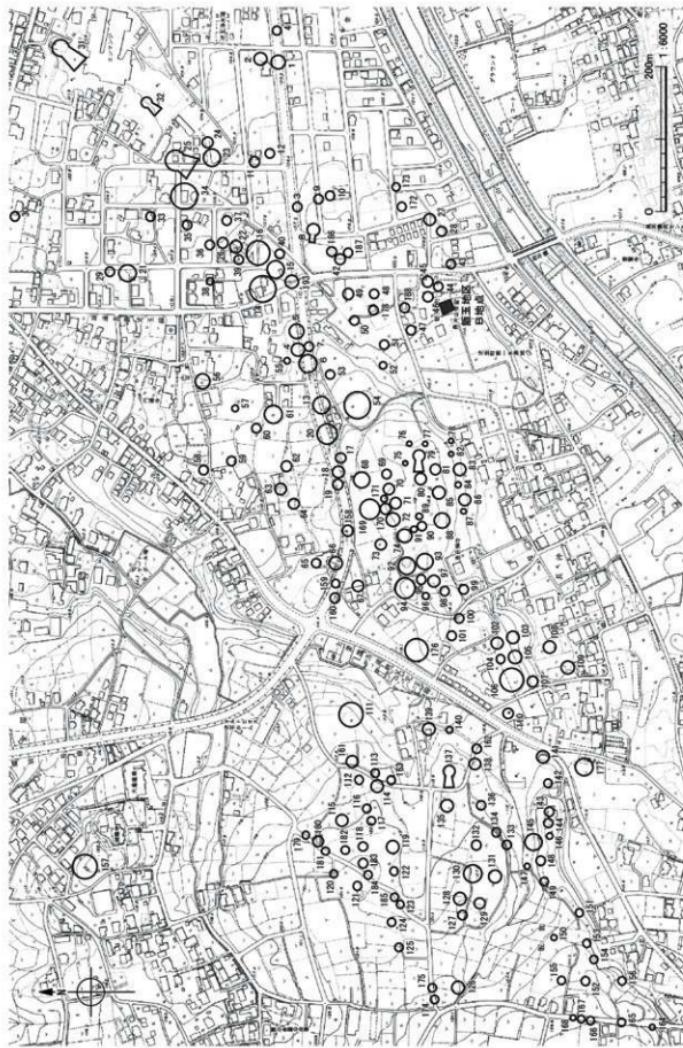
長沖古墳群内には、広く縄紋時代の集落遺跡が分布していることが知られているが、これらの縄紋集落については、その範囲や形状には不明な点が多い。「賀家上遺跡」とされた長沖1～2号墳附近の調査地点では、「加曾利E II式」の住居跡2軒と中期中葉～末葉の土器群が検出されており、また「江ノ浜遺跡」とされた長沖21号墳の調査地点からは、前期後半期の住居跡と中期後半期の土壇および勝坂式から加曾利E式土器が検出され、集落遺跡の縁辺部に相当すると推定される（埼玉県 1980）。また、長沖193号墳附近的金屋南地区B地点（松澤 2005）では、南東方向に延びると推定される埋没谷から、縄紋中期中葉から後半期の多量な遺物を含む包含層が検出されている。このほか久保地区B地点（鈴木他 2007）や金屋南遺跡（向出 2010）では、集落の縁辺部に相当すると思われる中期中葉から後半の包含層が確認され、長沖49号墳や49号墳に隣接する飯玉地区C・D地点（大熊 2002）からも縄紋中期等の土器片が検出されている。

なお、「賀家上遺跡」や「江ノ浜遺跡」は未報告であり、遺跡の広がりが充分に把握できていなかつたところから、縄紋時代の遺構や遺物は長沖古墳群の調査報告にそれぞれ個別に報告され、積極的な遺跡の命名がなされてこなかった経緯がある。しかし、おそらく同一の集落遺跡に関わるものである。ここでは、この長沖古墳群内の縄紋中期集落遺跡を、古くから知られている「賀家上遺跡」にちなんで、「長沖賀家上遺跡」として捉え、それぞれの調査地点を金屋南地区、江ノ浜地区等と呼称しておくことにしたい。この長沖賀家上遺跡は、縄紋中期中葉から後半にかけて営まれた集落と考えができるが、集落の広がりは、久保地区B地点（鈴木 2007）、金屋南遺跡（向出 2010）、飯玉地区（大熊他 2002）でも縄紋土器片が検出されており、これらの調査地点を集落の外縁部とする周辺でも最も高い地点の周辺に営まれたものであろう。

金屋南C地点から検出された遺構群は、古墳墳丘下で保護されていたものであり、周辺では遺物が検出されるが古墳造営および近代以降の開墾によって破壊・削平されたことが想定される。なお、中之道地区B地点（恋河内 2011）は、加曾利E III～IV式主体、微量の称名寺II b式を含む遺跡であり、長沖賀家上遺跡とは離れ、両者の間には縄紋時代の遺物が検出されない区域を挟んでいるところから別の集落遺跡（金屋中之道遺跡）を構成するものであろう。また、久保地区A地点（恋河内 1984）では加曾利E式期の包含層が検出され、村後地区（大熊 2002）でも縄紋中期の住居1軒と包含層等が検出されているが、これらの地点も長沖賀家上遺跡との間には縄紋時代の遺構や遺物が認められず、これらもまた別の集落遺跡（長沖村後遺跡）を構成するものとして捉えておくべきであろう。

古墳時代に入ると本庄市域では集落遺跡が急速に増加するが、主として女堀川流域の低地域の灌漑および排水を中心とした水田の開発を伴うものと推定され、この時期に後張遺跡群をはじめとする大規模な集落が形成される。このような低地域を臨む地点に全長 60 m を測る前方後方墳である鷺山古墳（坂本他 1986）、生野山丘陵上の最高地点に位置する物見塚古墳（大熊 2002）が築造される。5世紀中葉頃には生野山丘陵上の最高地点に位置する物見塚古墳（柳田 1964）や金鏡神社古墳（坂本 1986）あるいは公卿塚古墳（太田他 1991）が築造され、ともに特徴的な格子目叩きの円筒埴輪を樹立している。長沖古墳群では、B種ヨコ刷毛調整をもつ円筒埴輪が樹立された円墳である長沖古墳群第157号墳（谷井他 1991）や第

図4 長沖古墳群分布図



14号墳、第34号墳（菅谷他 1980）等の存在が知られている。その後、長沖古墳群では前方後円墳である第32号墳（恋河内他 2006）、長沖十兵衛塚古墳（本庄高校考古学部 1975）と呼ばれる第79号墳等が築造されるともに中小規模の円墳が次々と造営され、現在までに197基の古墳の存在が確認されている。長沖古墳群は、7基の前方後円墳が古墳群内の各支群において確認されており、その周囲に中小の円墳が群在するような景観を呈していると見做すことができる。

古代の児玉郡においては、律令期の集落は条里水田の展開する低地内の微高地上には少なく、低地を臨む平坦な台地上に展開している傾向が認められる。この時期の水田は、神流川からの導水にかかる「古九郷用水」によって灌漑が行われており、律令期における集落の占地や水田の景観の形成が計画的かつ構造的に進行したことを示している（鈴木 1991）。9世紀代には平坦な台地面の継続型の集落は衰退の兆しを見せ、10世紀には集落としてのまとまりを見出しができないほどに拡散する。なお、本古墳群周辺の小山川に沿った区域では、この時期の集落遺跡の分布は概して稀薄である。

この小山川（旧見駒川）に沿った区域は、中世においては「長峯」あるいは「なかくき」と呼ばれ、今日の本庄市児玉町長沖を中心とする区域および児玉町金屋の丘陵部に相当する区域であったと推定され、中世の児玉郷に接する区域に相当するものと考えることができる。この「長峯」は児玉党系在地領主である塩谷氏にかかる区域であったと推定され、その経済基盤となつた領域が小山川（見駒川）に沿った九郷用水灌漑区域の外部に属していることは注意しておくべきであろう。塩谷氏は、金屋条里上流域の区域に拠点を構えており、徐々に金屋地区丘陵部の「長沖」方面にその経済基盤の中心を移しており、これら丘陵部の開闢の進展の過程を想起させる。児玉党塩谷氏はこの長峯および塩谷が、また児玉氏においては今日の生野山丘陵以南の今日の本庄市児玉町児玉の区域にその本貫地が相当しており、それぞれの経済基盤となつた領域がこのように見駒川筋および丘陵部に相当し相互に接していることは注目しておくべき点である。

この「長峯」は、今日の本庄市児玉町長沖周辺に比定されているが、今日の長沖より広く塩谷に接する区域を想定することができる。14世紀中葉においては、「塩谷」に塩谷氏の本貫地が残されていたと推定され、室町期に入つても塩谷氏は次々と所領を失いながらも、この地域の土豪的な領主層であったものと推定することができる。なお、15世紀中葉頃に児玉郷の一部と長峯郷の丘陵部の区域が、新しく形成された「金屋」に編入されたと推定される。この地域を含む15世紀代に生じた政治的な変動期に塩谷氏もまた零落し、これらの時期を挟んで「金屋」が形成されるなど、この周辺の地域社会にも一定の変動と不連続が生じ、地域社会にも一定の再編成のあったことが想定される（鈴木 2005）。

長沖は、天正19年（1591）に雄岡城主松平家清知行分を示す「武州之内御綱打取帳」に「長興」と表記されており、『新編武藏風土記稿』の長沖村の項には調査区に隣接する飯玉神社が村鎮守「飯玉明神社」として記載されている。長沖村は、明治22年（1889）金屋村・塩谷村・高柳村・飯倉村・宮内村と合併し金屋村となり、さらに明治25年（1892）に保木野村・田端村の二村組合が合併した。昭和30年（1955）この金屋村は、児玉町・秋平村・本泉村と合併し児玉町となり、次いで昭和32年（1957）共和村等と合併し児玉町となった。なお、平成18年1月には、児玉町と本庄市が合併し、「本庄市」となり今日に至っている。

（鈴木徳雄）

III 発掘調査の概要

1 調査遺跡の概要

長沖古墳群（No. 54-300）にかかる本調査地点は、本庄市児玉町長沖地内の建売住宅建設設計画に伴って発掘調査を実施したものであり。平成3年度に児玉町教育委員会において本調査地点の西側で農道改良舗装工事に先立つ飯玉地区A地点の発掘調査に引き続いて行われたところから、飯玉地区B地点として調査を実施した（註1）。調査地点は小山川の北側約130mに位置し、調査地点の南側約20mには比較的勾配の緩やかな段丘崖が発達している。表土層は、小砂利混じりの暗茶褐色の耕作土であり、基盤層（地山）は、小山川起源と思われる小砂利を含む暗灰褐色の粘質な泥砂層～砂泥層である。

2 検出遺構の概要

本調査地点からは、土坑11基、溝状遺構3条、集石遺構2基および複数のピットのほか、旧表土層に起源をもつと推定される黒褐色土層の堆積を確認することができた。

検出された土坑は、調査区北東隅に概ね軸を揃えて群在している。土坑AおよびBは、複数の切り合い関係が考えられるがその性格等は不明である。他の土坑についても同様な性格が想起されるが、隣接する飯玉神社に閑連した土坑群である可能性もある。なお、飯玉神社は近世以来「長沖村」の鎮守であり、『風土記稿』には享保年中に社殿が再興されたことが記されており、調査区の北側に接して、かつての神職の屋敷があつたことが知られている。

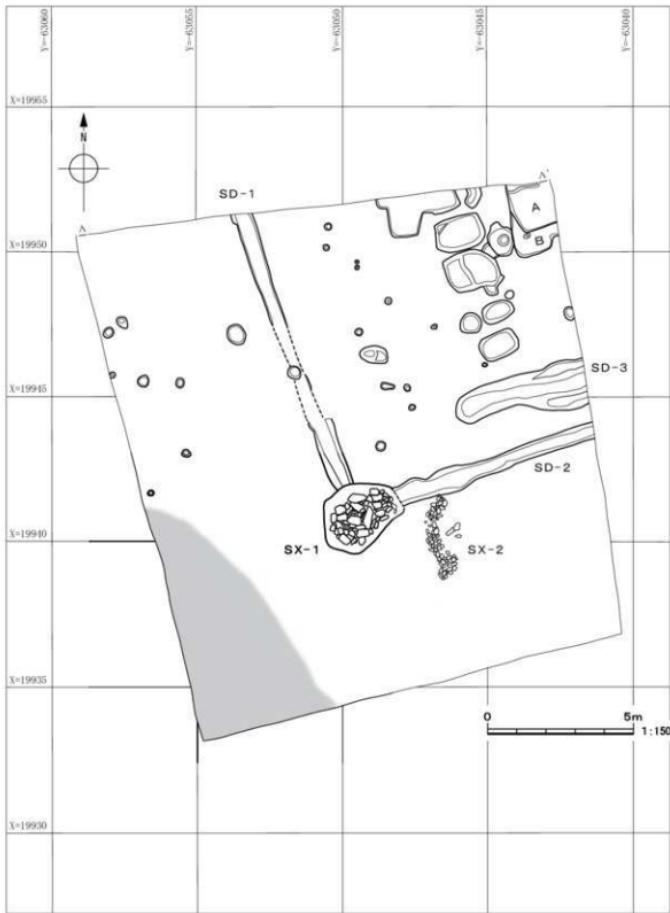
溝状遺構（SD-1）は、覆土に浅間山A軽石を含み複数の掘り返しが想定される。また、溝状遺構（SD-2）は、溝状遺構SD-1と集石遺構SX-1を挟んで直角に接しており、この2条の溝は近世後半以降まで機能していた土地区画の溝であると考えることができるが、近代の地籍上ではこれに沿った区画は認められない。溝状遺構（SD-3）は、土坑群とともにこの区画内に位置しており、区画溝の内外において土地利用に違いがあつたものと考えてよいであろう。

集石遺構（SX-1）は、区画溝と推定される溝状遺構（SD-1・2）の接点に位置しており、この接点の隅に結晶片岩を主とする礫を埋置したものと推定されるものである。これらの礫は、横穴式石室の控え積み等に用いられる礫に近いものであり、耕作中などに出た礫を埋置したものと考えておきたい。集石遺構（SX-2）は、溝状遺構に沿っておらず不明な点が多いが、直接石室に閑連するような状態ではなく、二次的な集積であると考えてよいであろう。なお、ピットについては、調査区北側に散漫に検出されたもので規則的な配列が認められず、その性格や機能は明らかでない。

調査区の南西側に黒褐色土層の堆積が確認された。この黒褐色土層は旧表土層に類似するものであり、古墳墳丘下や古墳周囲ないしは埋設谷で確認されるほか、耕作地においてはふつう検出することはできない土層であるところから、古墳の周囲である可能性を想定して調査を実施したが、層厚が5cm程度で掘込もなく、また黒褐色土層下に谷状の地形も確認されなかつたところから不明な点が多い。

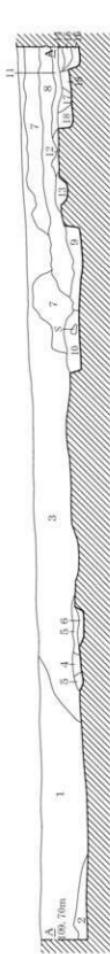
〔註〕

- (1) 長沖古墳群飯玉地区では、A・B地点のほか、長沖48号墳隣接地がC地点、49号墳の隣接地をD地点（大熊2002）、本調査区の北側をE地点（大熊2004）としてそれぞれ発掘調査が実施されている。



■ : 黒褐色土層の分布範囲

図5 飯玉地区B地点全体図



調査区北壁 土層断面

- 1 地盤土。砂利を主体とした客土。
- 2 砂質粘土。砂利を多量含む。
- 3 砂質粘土。重ねより完全に埴された層。(長崎地区の一部基盤層)
- 4 砂質粘土。重ねより完全に埴された層。しまり弱く、粘性を有する。
- 5 砂質粘土。砂利と小石を多く含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 6 砂質粘土。砂利と小石を多く含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 7 砂質粘土。砂利と小石を多く含む。一部が泥炭化したと推定される。
- 8 砂質粘土。重ねより埴された層で、表面は洗刷の跡み。
- 9 砂質粘土。重ねより埴された層で、表面を少許含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 10 砂質粘土。砂利と小石を多く含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 11 砂質粘土。砂利と小石を多く含む。しまり弱く、粘性を有する。
- 12 砂質粘土。砂利と小量の砂利を含む。
- 13 砂質粘土。砂利と小量の砂利を含む。
- 14 砂質粘土。砂利と小量の砂利を含む。
- 15 砂質粘土。砂利と少量含む。
- 16 砂質粘土。砂利と少量含む。
- 17 砂質粘土。砂利と少量含む。
- 18 砂質粘土。砂利と風化土が主体であり、風化物を少量含む。しまり弱く、粘性を有する。

図 6 調査区北壁土層断面

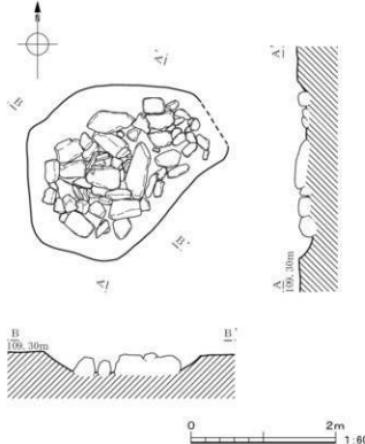


図 7 SX-1

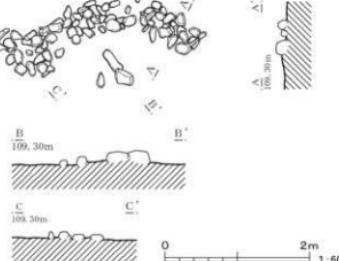


図 8 SX-2

3 出土遺物の概要

本地点から出土した遺物は、遺構に伴うものではなく、縄文土器3点と石器2点および埴輪片等である。検出された縄文土器は、すべて加曾利E式であるが、本調査区内では遺構等は検出されていない。また出土した埴輪は、すべて表土層中で検出されたものであり現在の飯玉神社境内に所在する長沖44～46号墳には埴輪が伴わないと考えられるとこから、他の地点から移動してきた埴輪であると考えてよいであろう。なお、本調査地点北側の飯玉地区E地点で検出された長沖188号墳(大熊2004)には埴輪が伴っていたようであるが、両調査地点は幾分隔たっており、本地点の埴輪片の帰属には不明な点が多い。

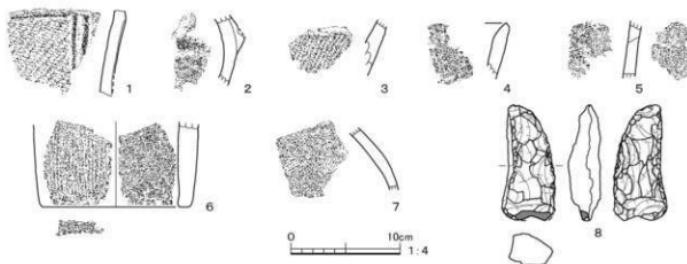


図9 飯玉地区B地点出土遺物

表1 飯玉地区B地点出土遺物観察表

No.	器種	部位	器形・文様等の特徴	胎土・色調	備考
1	縄文土器 深鉢	胴部片	横位と継位2条の隆帯を附し、地文は単節のR L縄文を施す。加曾利E I式。	片岩・角閃石 内面にぶい黄褐色 外面・灰黄褐色	黒色土下
2	縄文土器 深鉢	胴部片	隆帯による区画。加曾利E III式。	片岩・チャート 内面・明黄褐色 外面・橙色	黒色土下
3	縄文土器 深鉢	胴部片	地文は単節のR L縄文を施す。加曾利E III式。	片岩・チャート 内面・橙色 外面にぶい褐色	黒色土下
No.	器種	部位	形態・調整手法の特徴	ハケ本数 (/ 2 cm)	胎土・色調
4	円筒埴輪	第3段	外面一器面荒れ、磨滅。 内面一器面荒れ、磨滅。		結晶片岩、赤褐色粒, 黒色粒 7.5YR6/6
5	円筒埴輪	不明	外面一タテハケ。 内面一ナデ。	外面 - 13 本。	赤褐色粒、黒色粒物 灰黄褐色 10Y4/2
6	円筒埴輪	第1段	外面一タテハケ。 内面一ナデ。	外面 - 8 本。	結晶片岩、チャート、 赤褐色粒、白色粒 赤褐色 5YR4/6
No.	器種	法量 (cm)	形態・成形手法の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調
7	須恵器 甕	口径 - 底径 - 器高 -	胴部片	外面一ナデ。平行タキ。 内面一ナデ。	黒色粒 内面・浅黄色 外面・暗灰褐色 やや酸化気味
No.	器種	法量 (cm · g)	成・整形技法の特徴		備考
8	石器 打製石斧	長さ 16.4 幅 4.8 厚さ 1.9 重さ 177.0 石材 ホルンブェルス	左側面に直接打撃による連続剥離。左側縁下半一部折損。		

IV まとめ — 長沖古墳群における古墳の群在と空白(覚書) —

はじめに

長沖古墳群は、日本考古学の黎明期であった19世紀末にすでに鳥居龍藏らによって『東京人類学会誌』に紹介（鳥居他 1895）されるなど、古くから知られている埼玉県内屈指の古墳群である（註1）。しかし、本古墳群は、古墳群の区域が広く小規模な発掘調査等が断続的に実施されているとはいえ、古墳群の全体像は今なお不明な部分が大きい。

今回の発掘調査においても、長沖古墳群第46号墳等の隣接地点に相当しており、調査区内からは古墳の築造に用いられたと考えることのできる結晶片岩の河床礫や少量の遺物が検出されているが、今回の調査区の古墳群内の位置づけについては明らかではない。このように長沖古墳群の発掘調査は、今回報告する地点を含めすべて小規模な調査であるが、個別の調査地点のそれぞれの分析では、各調査地点を古墳群全体の中で位置づけることが困難である。ここでは、これらの断続的な発掘調査の成果を点線しながら、児玉郡地域内の他の古墳の群集のありかたと対比することによって、長沖古墳群の性格の一端に接近するための問題提起を試みるものである。本章では、長沖古墳群の形成について、その墓域と周辺の土地利用形態を想定し、古墳の空白区域と古墳が造営される列状の分布に注目しながら“小支群”的成立過程について考えてみたい（註2）。

1. 長沖古墳群における古墳分布の偏在

古墳群の内部には、周囲が接するほど古墳が集中する区域と、古墳分布が集中する区域に隣接しながらも古墳の分布が認められない空白の区域が存在していることが、従来の古墳の分布調査や発掘調査によって確認されている。このように古墳群内の古墳分布の偏在傾向が徐々に明らかになり、古墳群内の古墳分布には一定の空白域が存在することがより具体的に判明している。

古墳群内の古墳の分布は、しばしば点列状に連鎖するように分布することが知られており、長沖古墳群においても小山川の崖線や地形の変換点に沿って列状に分布している状況を読み取ることができる。なお、塙本山古墳群（増田他 1977・本庄高校考古学部 1978）においても、古墳の分布が等高線に沿った列状に展開していることが比較的明瞭に確認されている。これらは、墓道を共有する古墳のひとつ群在のあり方として考えることができるであろう。なお、塙本山古墳群をはじめ方形周溝墓が、しばしば周溝の辺を揃えて連鎖的に構築されたような列状の群在状態を示し、後期古墳の列状の分布とも接することが古くから知られており、周溝墓と後期古墳との相互の関係についても大きな問題と考えることができる。

本調査地点の周辺においても、小山川の崖線に沿って長沖古墳群第27・28・43号墳（以下、単に○号墳と呼称する）などが点列状に並んでいるが、本調査区の南側からこの列状の配置は崖線から離れ、飯玉神社境内の44・46号墳の方向へと向きを変えているように見える（図4）。このうち27号墳は「堅穴式の石室」をもち、横穴式石室をもつ28号墳より古い古墳であることが確認されている（菅谷他 1980）。また飯玉神社境内の古墳は、すべて未調査であるが、明瞭に埴輪の樹立が想定される古墳は確認されていない。のことから、この列状の古墳は、27号墳→28号墳→飯玉神社境内の古墳(44・

45・46号墳）という古墳築造の推移を想定することができる。このように考えるなら、点列状をなす古墳列は同時期に築造されたものではなく継起的に築造されることによって列をなす分布を形成しているものと考えることができるであろう。なお、飯玉神社社殿裏側の古墳（46号墳）は、社殿造営によってその南半が削平されているが、今日残存する部分の大きさから、本来はやや規模の大きい円墳であったことが想定される。ここで、このような点列状の古墳列の外側に位置する本調査地点を含む飯玉神社の西側の、小山川崖線に沿った区域においても古墳分布の認められない広い区域が認められることに注目しておきたい。

本調査区に程近い前方後円墳である長沖十兵衛塚古墳（本庄高校考古学部 1975）と呼ばれる79号墳の位置する区域は、先の古墳列より一段高い位置にあり、この高位置に81・85・88号墳などが列状をなし、かつ南側緩斜面部においても82・83・84・86・87号墳が点列状に分布し、まとまりをもつた一定の墓域を構成している。言い換えれば、古墳の列状の分布に見られるような“小支群”は、墓道を共有する点列状の古墳の集合によって構成されていると見做すこともできるであろう。なお、47号墳から十兵衛塚古墳（79号墳）の南面の古墳列（78・82・83・84・86・87号墳）以南には今日まで古墳の分布は認められておらず、かつ、この南側の崖線は低く緩やかな形状であるとともに古墳の分布が認められないことと関連しているのであろう。しかし、比較的明瞭な崖線を形成しており、かつ埋没谷等は確認されていないことにも注意しておくべきである（註3）。言い換えれば、飯玉神社西側には崖線上においても古墳の分布しない広い空白の区域が存在していると考えることができるであろう。もちろん古墳群内の空閑地は、小支群相互を隔て分離するという機能を帯びていることは注意すべきであるが、この空白の土地は比較的広大であり、古墳が密集して築造されている区域の存在を考えるならば、ある特定の機能を帯びた場を構成していると考えることもできる。このような古墳群内の場合は、複数の古墳列に接しているところから、おそらく特定の“小支群”に属するものではなく、また特定古墳の塚域にかかる区域と捉えることも難しいところから、長沖古墳群の東側の区域全体にかかる領域である可能性をもっている。

2. 古墳群内空閑地の状態

長沖古墳群では、今回の発掘調査や過去の調査においても旧表土層の認められない広大な区域が確認されており、飯玉神社西側の区域が、何らかの理由によって古墳造営の区域から除外されていると考えることができる。このような土地は、共同用盆地の分割の際ににおいても、最後まで割り当てられていない土地であった理由が説明されなければならないであろう（註4）。

古墳群内には、造墓の場として分割され割り当てられた土地が存在するならば、割り当てられていない土地の意味は重大であり、伝統的な共同性を引き継いだ“支群”より上位の社会的な関係（権力）の了解事項として捉えられなければならない。この古墳分布の空白の問題は、分割された古墳群内の空閑地の問題として捉え返すならば、このような古墳分布の空白地は、なんらかの古墳群内の共同用盆地に相当する場として捉えておく必要があろう。したがって、“支群”や“小支群”相互の共通の利害の上に存立している場として、特定の造墓主体による古墳の造営が行い得ない区域として位置づけられるところから、“支群”や“小支群”を超えた地域的な共同性に基づく権力を陰的に表現するものとして積極的に位置づけられる可能性をもっている。

長沖古墳群の墓域としての設定について考える上では、古墳群域に相当する土地の群域設定以前の景観を想定しておく必要があろう。古墳造営期においては、樹木が伐採された一定の開地を構成していたと考えてよいであろう。なお、今回の調査区内で検出された黒褐色土層の分布は、当初古墳の周囲であると考えて調査を実施した。しかし、この土層の堆積は比較的浅く小さな地形のうねりに堆積していた土層である可能性があるとともに、比較的硬質な土層が堆積していたことに注目しておきたい。このような黒褐色土層の分布が極限されており、かつ薄い表土層が褐色の粘質土を主体とする土層であることは、今日の耕作土中に所謂「地山」の土壤がかなり含まれており、耕作によって地山が耕作土を構成する主要な土壤であったことを示唆している。言い換えれば、古墳造営期においてはこの空閑地においても古墳封土に用いる土の採取が一定程度行われ、地山土が地表面に露出する状態であったことを予想せるものである。言い換えると、これらの区域は古墳造営期においては、樹木等が伐採され、旧表土が削平され地表面に地山が露出したような一定の開地を構成していたと考えてよいであろう。このような想定の是非を判断するうえでは、今後表土を構成する土壤の組成の分析も試みられる必要が生じるであろう。ともあれ、この区域に特定の採土のための掘削坑等が確認されていないことは、この空閑地が古墳造営のための封土を採取する目的で残されたものではないことを端的に示すものである。

3. 古墳群内空閑地の意義

長沖古墳群においては、大形の石材を用いることの少ない終末期の横穴式石室を除くと石室の天井や奥壁には、大形の結晶片岩を用いる場合が多い。これら大形の石材を河床から古墳築造のために搬入していく場合は、急な崖線を避け、ゆるやかな勾配をもった地点が必要であると考えてよいであろう。このような石材は、直接人力で持ち上げて運搬・移動することが困難な重量のものが多く、「修羅」等を用いるなどして何らかの形で牽引して搬入していくことが想定されるが、その搬入経路等については從来検討されなかつた点である。ここで、この本調査区から南～西側の古墳の築造されない空白の区域は、その地形的な特徴から、小山川河床からゆるやかな勾配をもって崖線上に至る経路をもつ長沖古墳群中でも数少ない地点であると捉えることができる。この点に注目するならば、この古墳の築造されない空閑の土地が小山川から大形石材の搬入に最も適した区域であると看做すことができるであろう。このように、この空白の土地が石材搬入の経路上に位置していると想定しえることを積極的に評価するならば、その経路として利用されたことを考えておくべきであろう。また、古墳築造過程においては古墳周辺では石室の構築や控え積み、封土の築成等の材料の置場や作業空間が必要であり、築造工程に応じた一時的な保管場（ストックヤード）などの空間が必要であったことが容易に想起される。

古墳群内の共同利用の空閑地は、複数の古墳が同時期に築造される場合、石材等を一時保管し、他の造墓主体との場の利用時期の調整を図る必要も生じる。共同利用の土地（搬入経路や資材の一時保管の場など）の利用主体は、利用時期等について他の造墓主体と調整し、資材の搬入時期や保管の期間、搬出時期や経路等について“小支群”相互の調整を行う必要があるものと思われるところから、何らかの利用手続きが必要であったことが想起される。

本調査区周辺の古墳分布が認められない空白の区域については、ここで特定の利用目的に限定する

ことはできないが、これらの土地が周囲に古墳の築造が困難なほどに密集した時期以降においても古墳が築造されてない空間として残されていることを考えるならば、長沖古墳群にかかる特定の目的をもった土地であったことを想起しておくべきであろう。ちなみに横穴式石室の大形の天井石は、奥壁背後に直線的に築成・整地された傾斜面から石室上部に引き揚げたことが、古墳封土の土層等の観察等から推定することができる。このように天井石は、斜面部においては奥壁側の古墳列背後の高位置から引き上げたことを想定することができるが、塚本山古墳群等では線状に並ぶ古墳列に沿った高位置に古墳の認められない帯状の区域が存在し、この区域が墓道として用いられ、石材の搬入路を兼ねていたことが容易に推定し得るであろう。

このように考えるならば、古墳群内の古墳分布の空白区域は、古墳群に関わるさまざまな機能をもっていると考えてよいが、そのひとつ利用目的には石材等の搬入経路に用いられ、それらを一時的に仮置きする場も存在していたことを想定してもあながち間違いではないであろう。本調査地点西側の平坦な区域は、旧表土が認められず、おそらくは古墳の造営に表土が用いられるとともに、一定の整地が行われていたことを想起させるものである。古墳の石材を引き揚げる行為は、集団の結集を再確認する儀礼にも通ずる社会的な行為であり、古墳群内の空閑地がこれにかかる場であると考えることもできるであろう。ともあれ、古墳群の形成過程や支群の分析には、古墳そのものの分析とともに、古墳相互の関係や古墳の築造されない区域についての、それぞれの関係や意義について捉えるところから構造的に接近し得るものと想定することができる。ここでは場のそれぞれについて、その機能を特定することはできなかったが、古墳群は古墳造営された場と古墳自体が造営されない場を構造的に捉える必要があるものと思われる。古墳造営の単位毎による築造行為や祭祀的な行為は、それぞれの古墳や古墳列あるいは“支群”において行われると考えるならば、古墳群内における空白の空間は、“支群”を超えた共同の場を構成していたものと考えることができるであろう。

まとめ

古墳群内にある古墳の造営されない空白な区域は、群内の土地が墓域として分割され、それぞれの墓域の割当から除かれた、“支群”を横断する共同の場であったと考えることができる。このような古墳群内の空間の存在は、ある共通の目的をもった場を共有する集団の共同性を導き出すことのできる可能性をもった土地であると見做すこともできるであろう。古墳分布の単位性と“小支群”や“支群”は、古墳を隔てる場としての空閑地の存在によって視覚化されるが、一步踏み込んでそれらの土地のもつ役割について考えることも必要な事柄である。古墳群内の古墳の造営されない区域の機能を明らかにするためには、古墳群を単に個別の古墳の集合として捉えることでは永遠に理解し得ないであろう。個別の古墳を調査し、個別の造構の評価をするという枠組みを超えて、古墳に隣接する区域の調査を積極的に行う必要があることは言うまでもない。古墳相互の関係性に接近し得る問題系に基づく目的意識をもった調査が望まれる所以である。古墳が造営されたことは歴史的な事実であるが、その空白もひとつの歴史的な徵候である。これらを表裏の関係をもつ徵候として捉え、相互に構造的に捉える試みによって古墳群の構造に接近する道筋の端緒が拓けるであろう。

(鈴木徳雄)

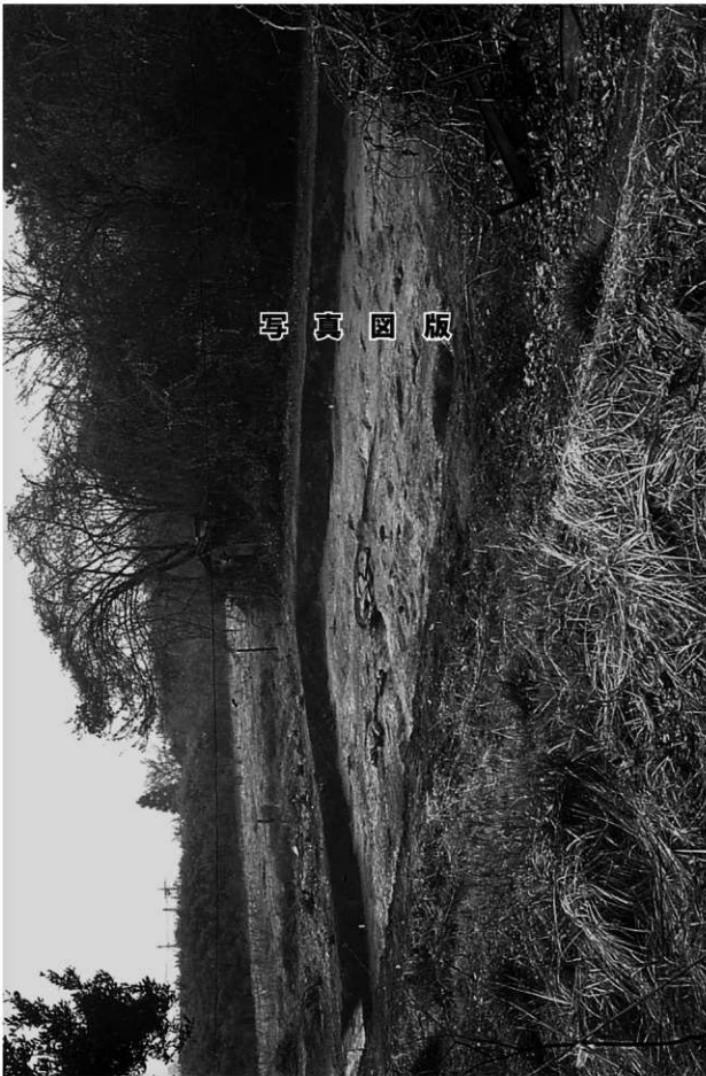
〔註〕

- (1) この調査報告は、鳥居龍藏の海外調査の報告の原形になったとされる重要なものであった（氏家 2011）。また、大野延太郎による長神古墳群の挿図も掲載され、当時の古墳群の様子を垣間見ることができる点でも重要なものである。ちなみに、『新編武藏風土記稿』の長神村の恵日寺の記述に「先年境内より古陶を掘出せり、鼻目そなはり人の形をなし、いかにも古風の物なり。其後村民本庄宿開善寺へ附納せしめ、今其寺にありといふ」とある。ここで謂うところの古陶とは、人の形をしていることや境内に古墳が認められることから人物埴輪であると考えてよいだろう。この埴輪が発見された「先年」とは、具体的に特定する事が難しいが、少なくとも文化7年（1810）から文政9年（1826）の『新編武藏風土記稿』の編纂の期間に提出された「地誌取調書上」に記載されたものと考えるならば、発見は1810～1825年の15年間がこれに相当し、長神古墳群の考古資料発見の記事の嚆矢となる。
- (2) ここでは長神古墳群飯玉地区B地点の発掘調査時のメモをもとに、その後の見解を加え、調査区周辺のもつ場の機能についての覺書を記すものである。
- (3) 平成3年度、児玉町教育委員会において農道改良舗装工事に先立つ長神古墳群飯玉地区（A地点）の発掘調査を実施したが、古墳および古墳址をはじめとする同時代の遺構を確認することはできなかった。
- (4) 共同用益地の分割や長神古墳群の墓域の設定としての土地の割り当ての問題については、すでに旧報文（鈴木 2007a）中で想定したところである。また、古墳群を含めた共同用益地とその分割占取の問題を含めて問題提起を行ったところである（鈴木 2007b）。

〔参考文献〕

- 氏家敏之（2011）「鳥居龍藏と武藏野会」「鳥居龍藏研究」創刊号
- 大熊季広（2002）『物見塚古墳の墳形および墳丘規模確認調査』『児玉郡市文化財担当者会会報』第2号
- 大熊季広他（2002）『長神古墳群Ⅲ一村後地区・飯玉地区（C・D地点）－』児玉町文化財調査報告書第36集
- 大熊季広他（2003）『長神古墳群IV－第42号墳の調査－』児玉町文化財調査報告書第37集
- 大熊季広（2004）『長神古墳群V－飯玉地区E地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第38集
- 大谷徹他（1999）『長神古墳群』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第224集
- 太田博之（1991）『公郷塚古墳』本庄市埋蔵文化財調査報告第19集
- 恋河内昭彦（1984）『児玉町長神古墳群の第7次調査』『第17回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会
- 恋河内昭彦（2008）『長神古墳群Ⅶ』本庄市遺跡調査会報告第21集
- 恋河内昭彦（2011）『長神古墳群IX－長神 172号墳・長神 173号墳・長神 30号墳の調査－』本庄市埋蔵文化財調査報告書第24集
- 恋河内昭彦・大熊季広（2006）『長神古墳群VI－第32号墳の調査－』本庄市埋蔵文化財調査報告書第2集
- 埼玉県（1980）『埼玉県史 資料編Ⅰ』原始・古石器・縄文
- 坂本和俊他（1986）『埼玉県古式古墳調査報告書』埼玉県県史編さん室
- 鈴木徳雄（2007a）『長神古墳群の形成と共同用益地』『長神古墳群VII』本庄市遺跡調査会報告第14集
- 鈴木徳雄（2007b）『古代児玉郡の共同用益地と用益権』『吉田林削山遺跡』本庄市遺跡調査会報告第16集
- 鈴木徳雄他（2005）『高柳原遺跡－B・C地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第39集
- 鈴木徳雄・尾内俊彦（2007）『長神古墳群VII－久保地区B地点の調査－』本庄市遺跡調査会報告第14集
- 菅谷浩之他（1980）『長神古墳群』児玉町文化財調査報告書第1集
- 鳥居龍藏他（1895）『秩父地方における人類学的旅行』『東京人類学会誌』第110号
- 本庄高校考古学部（1975）『児玉郡及び周辺地域における前方後円墳の研究』『いぶき』8・9合併号
- 本庄高校考古学部（1978）『塚本山古墳群分布調査報告』『いぶき』第10号
- 増田逸朗他（1977）『塚本山古墳群』埼玉県遺跡発掘調査報告書第10集
- 松澤浩一（2005）『長神古墳群金屋南地区B地点の調査』『児玉郡市文化財担当者会会報』第6号
- 向出博之（2010）『金屋南遺跡』本庄市遺跡調査会報告第32集
- 柳田敏司（1964）『埼玉県児玉郡生野山將軍塚古墳発掘調査概報』『上代文化』第34号

写真図版





飯玉地区B地点調査区全景
(南から)



飯玉地区B地点調査区全景
(南西から)



調査区北東部土坑群
(南から)

写真図版 2



SD-1およびSX-1全景
(南から)



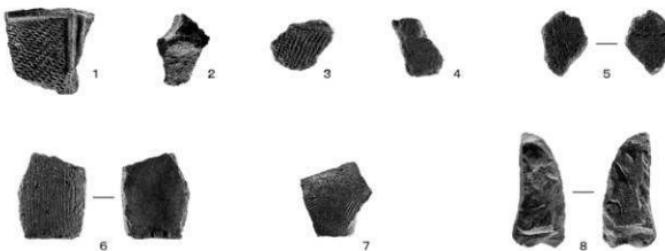
SD-2全景 (東から)



SX-1全景 (南から)



S X-2 全景 (南から)



飯玉地区B地点出土遺物

報 告 書 抄 錄

ふりがな	ながおきこふんぐんじゅう						
書名	長沖古墳群X						
副書名	飯玉地区B地点の調査						
巻次							
シリーズ名	本庄市遺跡調査会報告書						
シリーズ番号	第41集						
編著者名	鈴木徳雄 和久拓照						
編集機関	本庄市遺跡調査会						
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市教育委員会内 Tel 0495-25-1185						
発行年月日	西暦 2011(平成23)年3月31日						
所 収 遺 跡	所在地	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
長沖古墳群 (飯玉地区B地点)	市町村 埼玉県本庄市 児玉町長沖字飯玉 332番地-1	遺跡番号 112119	36°10'34"	139°09'13"	1991.11.27 1991.12.25	480 m ²	建売住宅建設に伴う発掘調査
所 収 遺 跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
長沖古墳群 (飯玉地区B地点)	集落跡	古墳時代 平安時代	土坑 溝状遺構 亂石遺構 ビット	11基 3条 2基	縄文土器・円筒埴輪・石器		

本庄市遺跡調査会報告書 第41集

長沖古墳群X

—熊谷地区B地点の調査—

平成23年3月21日 印刷

平成23年3月31日 発行

発行／本庄市遺跡調査会

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市教育委員会内

電話 0495-25-1185

印刷／朝日印刷工業株式会社